

### 婦人部に關する件

#### 「提案理由」

日本労働組合評議会十五年度大会第二日に於て「総本部婦人部設置並に婦人部刷新案」に關する決議案が上程され三時同半に亘る熱烈眞摯なる討論の結果賛否十五名より成る小委員会に委託されたが、猶意見まとまらず、遂に、次年度大會迄保留し、之を各組合の討議に移す事になつた。

其後全國各組合に於て討議されその論争の發展と共に、大會当時未だ不明確であつた両者の意見も、次第に明確になりつゝある。併しなかりこの論争は未だ決定的結論に至らざ、論争は其の發展の過程にある。

大阪地方に於ては、各組合共種々なる事情の爲め、未だ一回も討論の機会なく従つて、其の論争も大會当時より余り進展しきくない状態にある。依つて大阪地方評議会執行委員会は、本大會に婦人部に關する両者の意見を提出し、大衆的討論に依り、本大會に於て之を決定し、その決議を日本労働組合評議会中央常任委員会に建議せんとするものである。

日本の無産婦人が、その封建的制度（家長制度、封建的因襲、隷屬

的地位）の残存の爲め、資本主義組織の下に於いての受けとりの二重の圧迫より脱せんとする婦人の解放運動が、今や政治的経済的闘争の分野に於てその重要性を加へつゝ、ある時、婦人労働者に對する組合の政策としての婦人部の問題日、組合運動に於て最も重要な問題である。

全國大會に於てこれが斯く討議された事は、婦人労働者の問題に對して、組合運動が始めて眞摯な態度と対策をもつに至つた機会として重大な意義を持つものである。吾々はこの問題を充分なる討議により一刻も早く決定し、直ちに行動に移さなければならぬ。

婦人は特殊事情の下にある現在の社会的地位に於ては、女は男と異つた隷屬的地位に置かれてゐる。これは多年の周男子が在服者、支配者として婦人に臨んだ久しい間の、歴史に依つて固められた根柢い因襲であつて、男性支配の経済的根柢が失はれつゝある、現代のロレタリアの男女関係に於ても、それが深く残存してゐる。殊に日本

本の國情に於てはこの因襲は法律の形をとつて、國家權力によつて、確認せられてゐるばかりでなく、法律よりも一層力強い社会制度、